

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

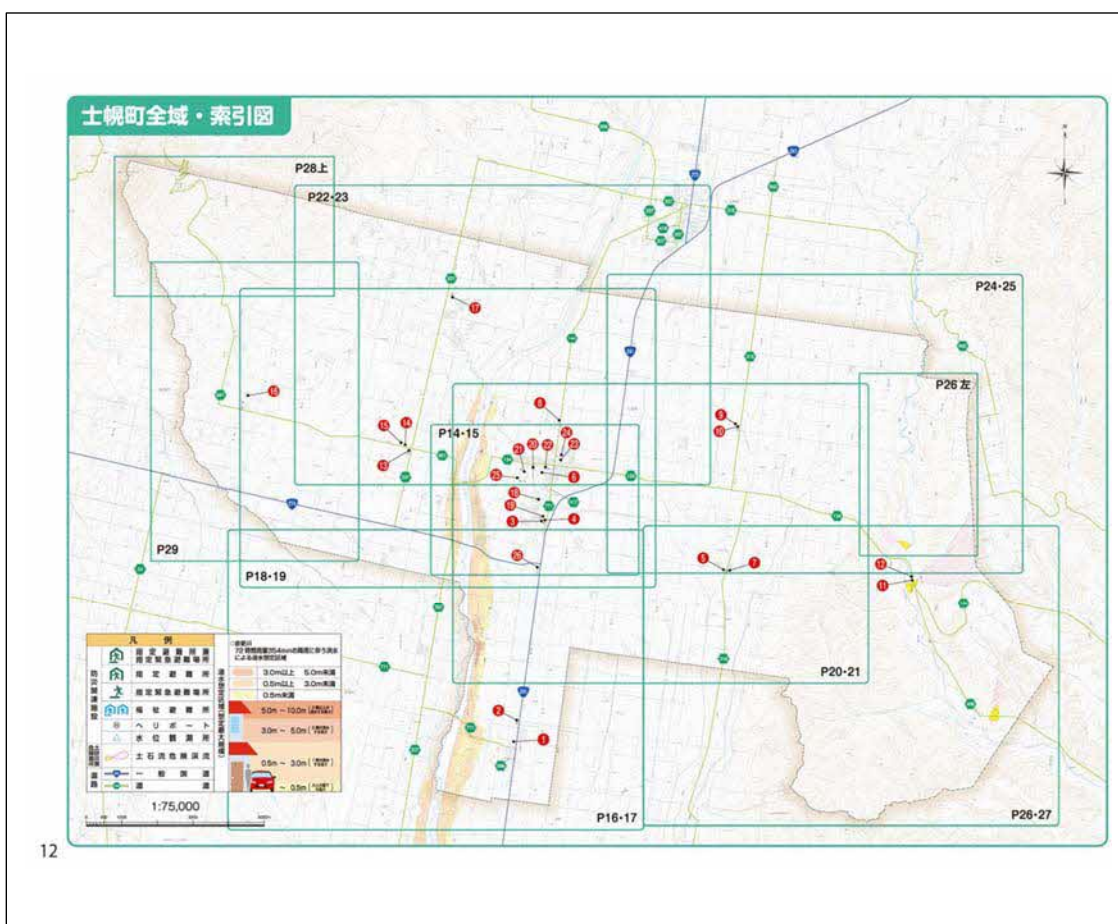
1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：土幌町防災ハザードマップ)

土幌町の河川数は1級河川が11本、普通河川が47本となっている。町内河川で最大となる十勝川水系の1級河川音更川が流れており、音更川が氾濫した場合の浸水想定区域は、土幌町防災ハザードマップによると、道道417号線及び道道134号沿線の土幌本町中心市街地は含まれていない。また、国道241号線沿いの中土幌地区商店街及び道道134号線沿いの下居辺地区商店街も同様に浸水想定地区には含まれていないことから影響を受ける小規模事業者はないものと想定される。

□土幌町ハザードマップ



12

(出典：土幌町防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、土幌町は、直近の情報では「未調査地区」となっているが、平成10・14年度の土砂災害危険箇所によると居辺川の周辺が土石流の発生危険箇所となっている。危険箇所が位置する下居辺地区には、極めて隣接する位置に、道の駅「しほろ温泉」をはじめ温泉旅館と小規模事業者1者が立地する状況となっている。

□土砂災害警戒区域指定状況



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム 平成10・14年度の土砂災害危険箇所)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

土幌町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると複数の断層から構成される断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「十勝平野断層帯」であり、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード8.0程度の地震が発生する可能性がある。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6強の地震が想定されている一方、今後30年以内に地震が発生する確率は0.1%から0.2%となっている。

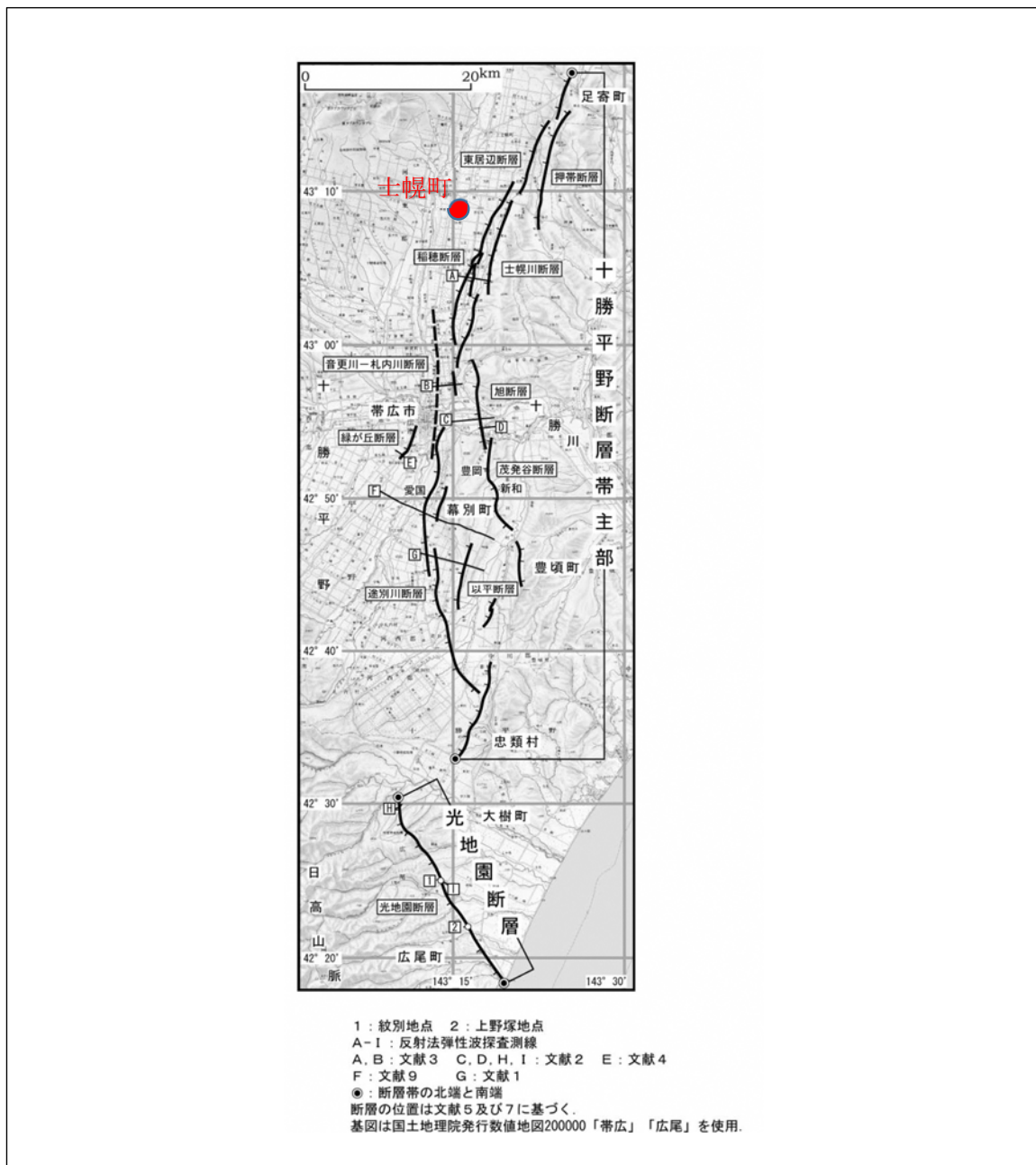
十勝地方の過去の代表的な地震発生の事例として、1952年(昭和27年)の十勝沖地震(M8.2)、1993年(平成5年)の釧路沖地震(M7.8)、2013年(平成25年)の十勝沖地震(M6.5)があり、近年では、2018年(平成30年)の胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少するなどの被害を及ぼしている。

□土幌町で想定される地震災害

断層帯名	断層帯を構成する断層名	想定されるマグニチュード	今後 30 年以内の地震発生確率
十勝平野断層帯	押帯断層 東居辺断層 土幌川断層 稲穂断層 音更川－札内川断層 他	8.0 程度	0.1%－0.2%

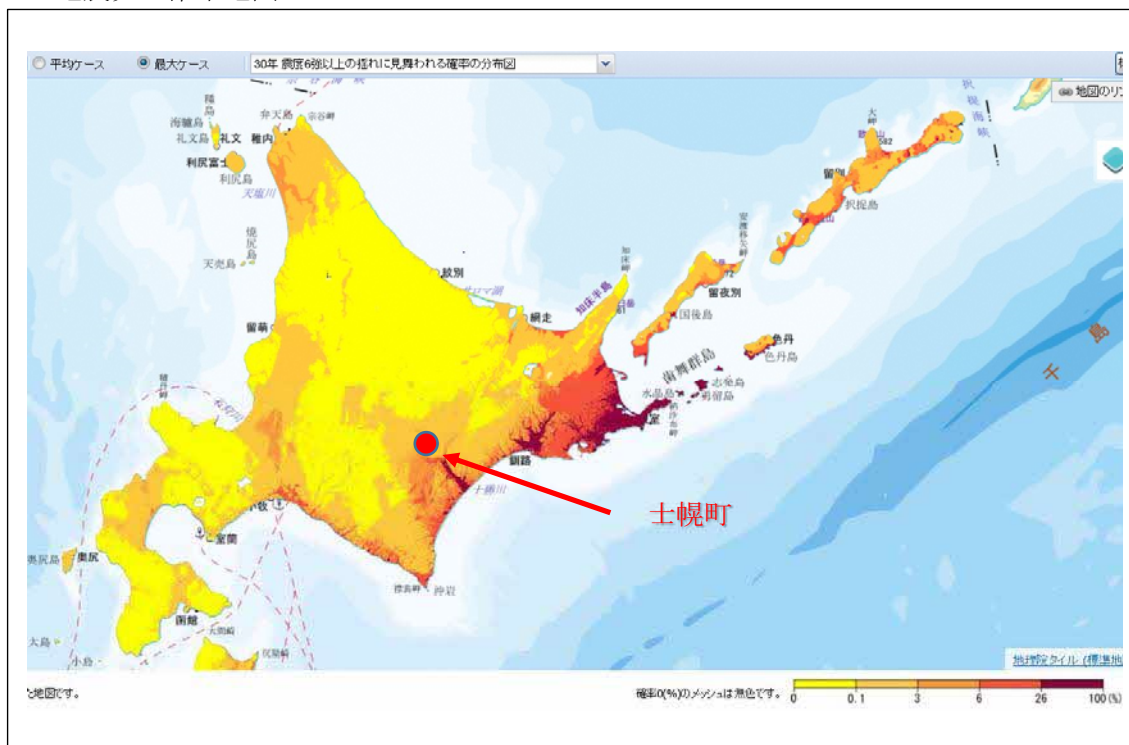
(出典：地震調査研究推進本部)

□土幌町に影響を与える断層帯地図



(出典：地震調査研究推進本部)

□地震発生確率地図



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成 28 年の台風 10 号においては豪雨が多大な被害を及ぼした。この台風により、道路・橋梁などの土木施設を中心に農業被害も甚大となった。

当町の地勢は、十勝平野の中央部の北に位置を占め、ゆるく南を受ける平坦地が町の区域の半分を占め、中央を音更川が南に流れている。西北の角にそびえる東ヌプカウシヌプリ (1252.2m) から音更川に向かい次第にゆるい傾斜をなしウオップ川、パンケチン川など小川が流れ出している。中央の平野の東は佐倉山の丘陵地帯となり、居辺川流域を隔てて押帯の高台が本別との境をなしている。

また、気象的特性は、標高 146m～420m の位置にあり、内陸性で夏、冬の温度差が甚だしく年間平均気温は 7℃で、冬季は南西の季節風が強く気温は零下 20℃以下と極めて寒冷である。降雨(雪)量は、年間平均 913 mm であるが山麓、平地によって若干の差異がある。

尚、当町における近年の災害は下記のとおりであり、低気圧、台風、地震などの自然現象による土木被害や農業被害と山林火災による被害が主なものである。

□過去における主な災害記録

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	主な被害内容(ヶ所)	被害総額(千円)
H25. 4. 6～7 ・ 8. 25～26	風水害	大型低気圧による強風及び台風 23 号	—	—	道路 6 ヶ所	38, 712
H27. 10. 2・ 10. 8	風水害	大型低気圧による強風及び台風 23 号	一部 6 棟	—	商工関係施設 3 ヶ所 公共施設 6 ヶ所	17, 667
H28. 8. 17～ 8. 31	水害	台風 7・9・10・11 号による風水害	—	畑作物 470ha	道路 6 ヶ所・河川 6 ヶ所 橋梁 1 ヶ所・公園 2 ヶ所 下水道施設 3 ヶ所	932, 801

(出典：土幌町地域防災計画)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 231人（独自データ）
- ・小規模事業者数 181人（H26 経済センサス）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	35	33	町内に広く分散
	製 造 業	18	12	〃
	卸 売 業	0	0	
	小 売 業	38	23	市街地に集中
	飲 食 業	24	27	〃
	サービス業・その他	116	86	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
士幌町町防災会議条例	S37.12	
士幌町地域防災計画	H30.8	
士幌町防災訓練の実施	H28.9	第1回防災訓練の実施
	R01.9	第2回防災訓練の実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料（8200食） クラッカー・パン・スティックパン等 飲料水（3700本）

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
「道の駅ピア 21 しほろ」 指定管理業務受託	H28.06	「道の駅ピア 21 しほろ」は災害時における 防災拠点化施設
事業継続計画について周知	H30.10	チラシ配布及び巡回指導にて周知
北海道胆振東部地震対策型 持続化補助金の周知	H30.10	チラシ配布及び巡回指導にて周知
事業継続計画について周知	R01.09	チラシ配布及び巡回指導にて周知
損害保険への加入促進	R01.10	チラシ配布 150部

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R2	R3	R4	R5	R6
建 設 業	3 5	3 3	1	1	1	1	1
製 造 業	1 8	1 2	1	1	1	1	1
卸 売 業	0	0	0	0	0	0	0
小 売 業	3 8	2 3	1	1	1	1	1
飲 食 業	2 4	2 7	1	1	1	1	1
サービス業・その他	1 1 6	8 6	5	5	5	5	5
合 計	2 3 1	1 8 1	9	9	9	9	9

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、4期20年間で、全小規模事業者が策定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

土幌町	土幌町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	35	33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	18	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	38	23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業	24	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	116	86	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	231	181	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と防災拠点施設「道の駅ピア21しほろ」防災訓練をそれぞれ年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	士幌町産業振興課 産業振興グループ

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業振興課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・士幌町災害対策本部の方針に従い、当町産業振興課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

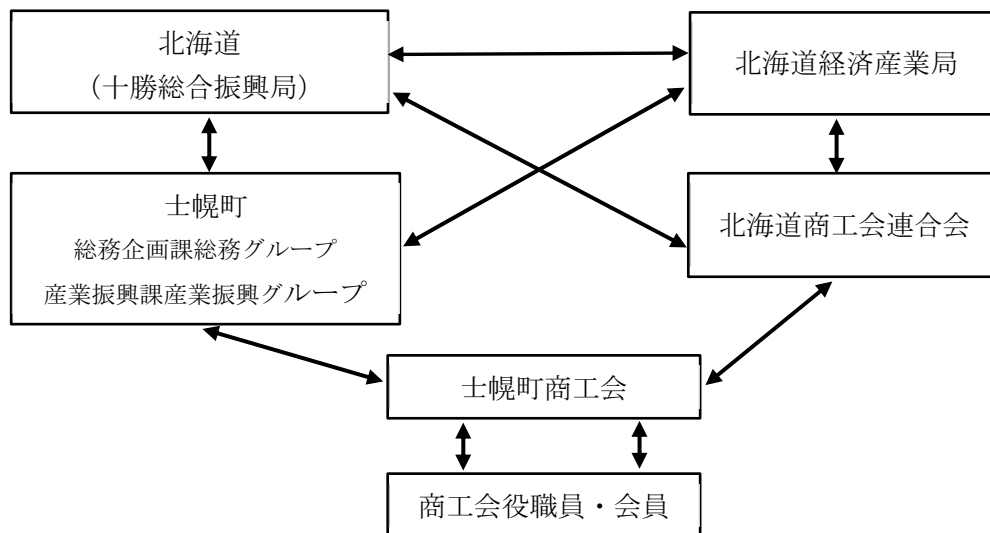
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、十勝総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

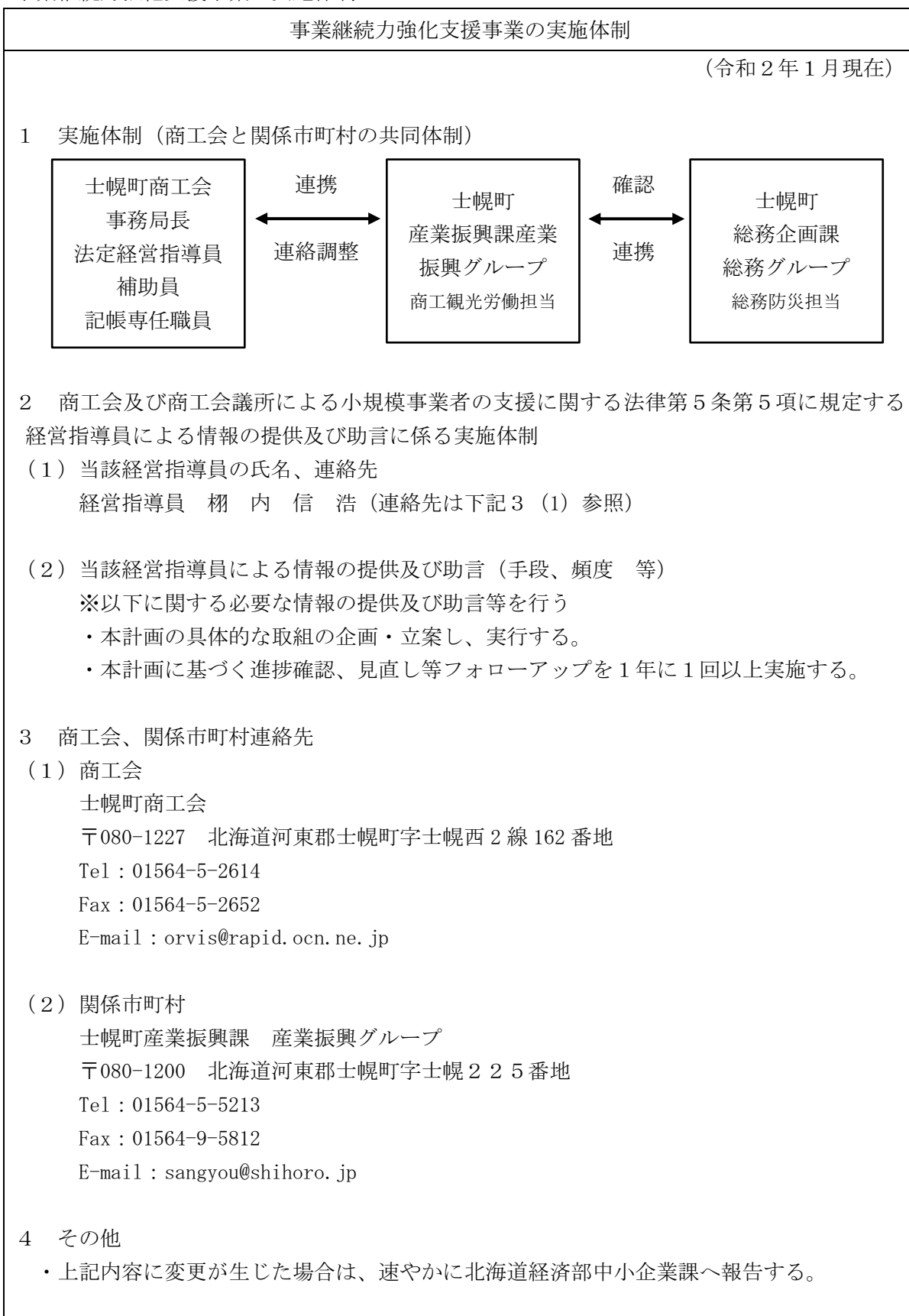
- ・士幌町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、士幌町・士幌町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	250	250	250	250	250
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンプ、チラシ作成費	60	60	60	60	60
・ その他	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。